

株 主 各 位

東京都中央区日本橋人形町一丁目17番4号

株式会社ナニシ

代表取締役社長 齋藤彰則

第71回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第71回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年6月28日（水曜日）午後5時20分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月29日（木曜日）午前11時
 2. 場 所 東京都中央区日本橋人形町一丁目1番17号
日本橋社会教育会館 8階ホール
 3. 目 的 事 項
 - 報告事項 1. 第71期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 2. 第71期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決 議 事 項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
 - 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
 - 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
 - 第8号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
 - 第9号議案 役員賞与支給の件

以 上

- ~~~~~
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nansin.co.jp/>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境では改善が見られたものの、年初からの円高影響を受けて企業収益には陰りが見られました。また、中国経済の減速感の強まりに加え、英国のEU離脱問題、米国政権移行の影響もあり、先行き不透明感が増加している状況にあります。

当社グループが属する業界におきましても、主要な取引先である機械工具業界や物流業界からの受注に今ひとつ力強さが感じられません。

こうした状況の下、当社グループは、海外生産拠点との一体運営の強化等による更なる原価低減と新たな販路の開拓に努め、経営体質の充実強化に注力してまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は8,853,960千円（前年同期比5.5%減）、営業利益は1,015,116千円（前年同期比23.1%増）、経常利益は為替差益43,850千円等により1,119,426千円（前年同期比13.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は802,457千円（前年同期比1.9%減）となりました。

当期の業績は、厳しい経営環境下ではありますが、まずまずの業績を収めることができました。つきましては、当期の配当は、普通配当10円に70周年記念配当4円を加え合計14円を実施いたします。

今後も厳しい経営環境が続くものと思われませんが、引き続き精一杯努力してまいりますので、株主の皆様には、格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

当連結会計年度における事業の概況を、セグメント別に説明いたします。

○日本

売上高は、8,282,322千円（前年同期比3.0%減）、セグメント利益（営業利益）は、591,720千円（前年同期比4.4%増）となりました。

○マレーシア

売上高は、2,339,591千円（前年同期比3.4%減）、セグメント利益（営業利益）は、リンギット安もあり323,823千円（前年同期比93.0%増）となりました。

○中国

売上高は、1,815,759千円（前年同期比15.0%減）、セグメント利益（営業利益）は、売上原価率の低減等により132,372千円（前年同期比31.5%増）となりました。

2. 設備投資等の状況

当期は、主に、マレーシアにおいて、工場増設・機械・金型の購入等を実施いたしました。

3. 資金調達の状況

該当する事項はありません。

4. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当する事項はありません。

5. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当する事項はありません。

6. 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はありません。

7. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権の取得または処分の状況

該当する事項はありません。

8. 企業集団が対処すべき課題

わが国経済の見通しにつきましては、中国経済の不透明感が強まりつつあることに加え、為替や株価の動向が不安定さを増していることもあり、予断を許さない状況にあります。

また、当社グループが属する業界においても、これに加え、需要構造の変化や価格競争の更なる激化が予想され、今後とも厳しい経営環境が続くものと思われ
ます。

こうした認識の下、当社グループでは、海外売上の拡大など新たな販路の開拓に注力すると共に、更なる原価の低減と新製品の開発により価格競争力を強化いたします。また、為替変動への対応力を高め、グループ全体利益の最大化を図ります。

9. 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

期 別 区 分	第68期 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)	第69期 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	第70期 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)	第71期(当期) (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)
売 上 高	8,811	9,020	9,366	8,853
経 常 利 益	1,336	760	985	1,119
親会社株主に帰属する当期純利益	1,017	572	817	802
1株当たり当期純利益	132円68銭	74円65銭	106円63銭	104円64銭
総 資 産	12,597	12,645	12,929	13,400
純 資 産	8,037	8,578	9,110	9,923

10. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
NANSIN (MALAYSIA) SDN. BHD.	30百万 マレーシア リングギット	100.0 %	キャスターの製造・販売
南星物流器械（蘇州）有限公司	2,100千ドル	100.0	キャスター、台車の製造・販売
NSG GLOBAL LTD.	2英ポンド	100.0	整理事業（不動産賃貸）

当社の連結子会社は上記に記載の3社であり、当連結会計年度の売上高は8,853百万円（前年同期比5.5%減）、経常利益は1,119百万円（前年同期比13.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は802百万円（前年同期比1.9%減）であります。

(2) その他

特記すべき事項はありません。

11. 主要な事業内容

当社グループは、キャスター、台車及びロールボックスパレット等の製造・販売を主要な事業としております。

12. 主要な事業所及び工場

当社本社（東京都中央区）

国内販売拠点：名古屋支店（名古屋市中区）

大阪支店（大阪市東成区）

九州支店（福岡市博多区）

国内生産拠点：千葉ニュータウン工場（千葉県印西市）

海外生産・販売拠点：NANSIN (MALAYSIA) SDN. BHD.（マレーシア・ペナン）

南星物流器械（蘇州）有限公司（中国・蘇州）

13. 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減
男 性	237 <small>名</small>	(減) 5 <small>名</small>
女 性	188	(減) 4
合 計	425	(減) 9

(注) 上記従業員数には、使用人兼務取締役、嘱託（14名）及び準社員（164名）は含まれておりません。

14. 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	200 <small>百万円</small>
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	100
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	100
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	100

II. 会社の株式に関する事項

1. 発行済株式の総数 7,668,142株（自己株式 39,858株を除く。）
2. 単元株式数 1,000株
3. 株主数 792名
4. 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
齋 藤 信 房	963	12.56
齋 藤 光 代	580	7.56
齋 藤 邦 彦	423	5.52
INTERACTIVE BROKERS LLC	278	3.63
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	225	2.93
田 中 園 枝	216	2.82
齋 藤 彰 則	215	2.80
有 限 会 社 フ ジ シ ゲ	159	2.07
天 井 全 兄	122	1.59
伊 藤 衣 代	108	1.41
富 澤 秀 雄	108	1.41

(注) 持株比率は、自己株式(39,858株)を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項

当社は、平成29年4月27日開催の取締役会決議に基づき、株式の流動性の向上及び投資家層の拡大を図るため、平成29年7月1日付で、単元株式数を1,000株から100株に変更いたしました。

III. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	齋藤 信 房	NANSIN (MALAYSIA) SDN. BHD. 取締役会長 NSG GLOBAL LTD. 取締役社長
代表取締役社長	齋藤 彰 則	南星物流器械(蘇州)有限公司 取締役会長
常務取締役	齋藤 邦 彦	管理本部長
取 締 役	山 本 貴 広	営業本部長
常 勤 監 査 役	伊 藤 國 光	
監 査 役	上 田 恒 生	東京ベルト株式会社 代表取締役会長
監 査 役	谷 眞 人	弁護士
監 査 役	小 林 傑	

(注) 1. 当事業年度中の監査役の異動

(1) 就任

伊藤國光氏は、平成28年6月29日付で新たに監査役に選任され、就任いたしました。

(2) 退任

大久保浩司氏は、平成28年6月29日付にて、監査役を辞任いたしました。

2. 監査役のうち上田恒生及び谷 眞人の両氏は、社外監査役であります。

3. 当社は、監査役上田恒生氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。

4. 監査役上田恒生氏は、東京ベルト株式会社の代表取締役会長であります。当社と東京ベルト株式会社との間には特別な関係はありません。

5. 当社は、従前より社外取締役の選任について検討しておりましたが、前回の改選時には適切な候補者が見つからなかったことなどもあり、当事業年度末日において社外取締役を置いておりません。しかしながら、今般の会社法改正やその他の社会情勢の変化などを踏まえ、平成29年6月29日開催予定の第71回定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行に関する定款の一部変更議案及び社外取締役候補者を含む監査等委員である取締役選任議案を上程いたします。

2. 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 4名 125,223千円

監査役 5名 9,410千円 (うち社外監査役 2名 1,920千円)

報酬等の額には、本総会にて決議予定の役員賞与16,500千円(取締役15,610千円、監査役890千円)及び当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額17,813千円(取締役16,613千円、監査役1,200千円)が含まれております。

取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

監査役の支給額には、当事業年度中に退任した監査役1名が含まれております。

3. 社外役員に関する事項

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
監 査 役	上 田 恒 生	当期開催の取締役会15回のうち10回に出席し、また、監査役会5回の全てに出席し、企業経営者としての経験と見識に基づき、適宜発言を行っております。
監 査 役	谷 眞 人	当期開催の取締役会15回のうち3回に出席し、また、監査役会5回のうち4回に出席し、弁護士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。

IV. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

東陽監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 当社の会計監査人としての報酬等の額 20,000千円

(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の
財産上の利益の合計額 20,000千円

- (注) 1. 当社監査役会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 子会社の監査に関する事項

当社の海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

5. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合のほか、原則として会計監査人の独立性が保てなくなった場合（監査法人における指定社員の交代が適正な期間でなされない場合を含む）、その他監査業務の適正を確保するための体制を維持できなくなっていると判断する場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

V. 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成27年5月14日開催の取締役会において、会社法及び会社法施行規則に基づき、「内部統制システムの基本方針」の改定を決議いたしました。

その内容は、以下の通りであります。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及びその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）の業務の適正を確保するための体制

- ①当社グループの取締役及び使用人は、経営理念・行動規範並びにコンプライアンス規程等に基づき、適正な職務執行に努めなければならない。
- ②当社の監査役は、監査役会規程等に基づく独立した立場から、内部統制システムの構築や運用状況を含め、当社グループの取締役や使用人の職務執行の適正性について監査する。
- ③当社の内部監査室は、監査役や国内外の会計監査人と連携しながら、当社グループの取締役や使用人の職務執行の適正性について監査する。
- ④当社は、法令違反その他コンプライアンスに係る問題を早期に発見し是正するため、対象範囲をグループ全体とする内部通報制度を設ける。社員等は、かかる問題を発見した時は、常勤監査役又は顧問弁護士等に通報しなければならない。会社は、通報内容を守秘し、通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- ⑤当社は、反社会的勢力排除に向けた基本方針を定め、反社会的勢力との関係遮断や不当要求拒絶のための体制を整備する。
- ⑥当社は、金融商品取引法における財務報告の信頼性を確保するため、内部統制委員会の承認の下、内部統制システムが有効に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を講じる。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務の執行に係る情報は、法令や文書管理規程等に基づき、保存媒体に応じ適切かつ確実に記録・保存・管理を行う。取締役及び監査役は、適宜、これらの情報を閲覧・複写できる。
- ②情報の保存及び管理については、別途、情報セキュリティに係るガイドラインや個人情報取扱規程・インサイダー取引防止規程等を定め、情報管理の徹底を図る。

- (3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、企業活動に係る様々なリスクに対処するため、平時においては、内部監査室がリスクの指摘や軽減に取組み、有事においては、社長を本部長とする緊急対策本部が有事対応マニュアルに従い対応する。

- ②当社は、グループ各社の相互連携の下、当社グループ全体のリスク管理を行う。
- (4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ①当社は、取締役会を当社グループの経営戦略や業務執行等に係る最高意思決定機関と位置付け、取締役会規程に基づき原則毎月開催するとともに、業務の執行状況を監督する。必要に応じて適宜、臨時取締役会や各種委員会等を開催する。
- ②当社グループは、年度予算と将来の経営環境を踏まえた中期経営計画を立案し、その達成に向けた具体案を実行する。当社は、当社グループ全体の目標を管理し、業務執行を監督する。グループ各社は、相互連携の下、それぞれの業務の効率性と有効性を追求する。
- ③当社グループは、組織規程・業務分掌規程・職務権限規程等を定め、責任の所在を明確にし、公正で効率的な執行手続を確保する。また、当社においては、執行役員制度を導入し、効率的な業務執行を図る。
- (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ①当社は、関係会社管理規程を定め、子会社の承認事項や報告事項等を規定する。これに基づき、子会社は、業務執行状況の定期的報告や重要事項に係る事前協議・決議申請を行う。
- ②当社は、子会社担当取締役・常勤監査役及び内部監査室が中心となって、国内外の会計監査人と連携しながら、定期的に子会社の業務執行を監査する。また、子会社の取締役等は、当社で開催する各種会議に出席し、経営課題の報告を通して方針の徹底を図る。
- (6) 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、監査役が当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ①当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査補助業務を行う使用人を置く。その人事等については、取締役と監査役が協議して決定する。
- ②上記の使用人は、当該業務を優先し、取締役等上長からの指揮・命令系統から分離独立する。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制、上記報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ①当社グループの取締役及び使用人等は、業務の執行状況について適宜、また、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した時は直ちに、監査

役に報告する。監査役は、取締役又は使用人等に対して、必要に応じ説明を求められることができる。

②当社グループは、上記報告に関して、グループの取締役及び使用人等に対し当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止し、その旨を周知徹底する。

(8) 監査役の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役の職務の執行について生じる費用に関して、速やかに支払処理を行う。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役は、取締役会など重要な会議に出席するとともに、適宜、業務執行に関する文書等情報を閲覧・複写できる。また、監査役は、必要に応じて、外部専門家（弁護士・公認会計士等）を活用し助言を受けることができる。

②監査役は、代表取締役・内部監査室及び国内外の会計監査人と定期的に面談し、意思疎通と相互連携を図るため、意見交換を行う。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社グループにおいて当連結会計年度に実施した、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下の通りであります。

(1) 内部統制システム全般

当社及びグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

(2) コンプライアンス

・当社グループは、「法令順守（コンプライアンス）規程」を制定し、役員社員等がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、研修等を通じて指導しております。

・当社グループは、内部通報制度を設け、役員及び社員等が社内外においてコンプライアンス違反が行われ、または行われようとしていることに気がついたときは、常勤監査役又は顧問弁護士等に通報（匿名も可）しなければならないと定めています。この場合、会社は、通報内容を守秘し、通報者に対して不利益な扱いを行わないこととしております。

(3) リスク管理体制

・内部監査室は、各部門のリスクの洗い出しを行い、リスクの指摘、改善等の軽減に取り組んでいます。内部監査室は、年間の監査計画に基づき当社各部門・各支店及び海外子会社について、内部監査を実施しました。実施した内部監査の結果について、社長を長とし取締役及び監査役が出席する「内部

統制委員会」に報告しております。

- ・当社は、緊急時におけるコンティンジェンシープランを作成している他、危機発生時には社長を本部長とする対策本部を設け、危機管理にあたることとしております。

- ・情報セキュリティについては、個人情報管理も含めて情報の適切な保存・管理に向けた各種社内規程を整備しています。またコンピュータ管理についても、不適切な情報管理及び機密情報流出の未然防止に向けた取組みを行っております。

(4) 監査役の監査体制

- ・常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、生販会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人に説明を求めています。

- ・監査役の職務を補助する専任の使用人は設置しておりませんが、国内支店や海外子会社の監査等の際に、補助すべき使用人を指名して補助の任にあたらせております。

- ・また、監査役は、会計監査人ならびに内部監査人と定期的に会合し、情報の交換を行うなど連携を図っております。

3. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成29年 3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
〔流 動 資 産〕	[8,389,174]	〔流 動 負 債〕	[2,022,821]
現金及び預金	3,343,069	支払手形及び買掛金	1,021,376
受取手形及び売掛金	2,803,175	短期借入金	500,000
商品及び製品	1,107,749	リース債務	2,801
仕掛品	337,270	未払法人税等	181,317
原材料及び貯蔵品	611,350	賞与引当金	59,909
繰延税金資産	66,653	役員賞与引当金	16,500
その他	120,730	その他	240,917
貸倒引当金	△826	〔固 定 負 債〕	[1,454,788]
〔固 定 資 産〕	[5,011,782]	リース債務	705
(有形固定資産)	(4,301,889)	繰延税金負債	82,485
建物及び構築物	1,926,864	役員退職慰労引当金	549,623
機械装置及び運搬具	168,151	リース契約補償損失引当金	318,397
土地	2,081,122	事業整理損失引当金	174,732
リース資産	3,432	退職給付に係る負債	296,542
建設仮勘定	17,637	資産除去債務	13,700
その他	104,681	その他	18,601
(無形固定資産)	(97,152)	負 債 合 計	3,477,610
借地権	46,653	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	18,737	〔株 主 資 本〕	[10,109,368]
その他	31,761	(資本金)	(1,696,500)
(投資その他の資産)	(612,741)	(資本剰余金)	(1,542,759)
投資有価証券	311,237	(利益剰余金)	(6,881,332)
投資不動産	73,690	(自己株式)	(△11,223)
その他	228,816	〔その他の包括利益累計額〕	[△186,021]
貸倒引当金	△1,004	(その他有価証券評価差額金)	(90,850)
		(為替換算調整勘定)	(△276,871)
		純 資 産 合 計	9,923,346
資 産 合 計	13,400,957	負債及び純資産合計	13,400,957

連結損益計算書

(自：平成28年4月1日)
(至：平成29年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		8,853,960
売上原価		6,119,164
売上総利益		2,734,796
販売費及び一般管理費		1,719,679
営業利益		1,015,116
営業外収益		
受取利息及び配当金	24,562	
受取賃貸料	39,326	
為替差益	43,850	
物品売却益	13,429	
リース契約補償損失引当金戻入額	10,023	
その他	20,455	151,649
営業外費用		
支払利息	1,653	
賃貸収入原価	7,352	
事業整理損失引当金繰入額	21,509	
売上割引	15,900	
その他	924	47,339
経常利益		1,119,426
特別利益		
固定資産売却益	366	
投資有価証券売却益	15,949	16,315
特別損失		
固定資産除売却損	1,233	
ゴルフ会員権評価損	4,850	6,083
税金等調整前当期純利益		1,129,658
法人税、住民税及び事業税	282,057	
法人税等調整額	45,142	327,200
当期純利益		802,457
親会社株主に帰属する当期純利益		802,457

連結株主資本等変動計算書

(自：平成28年4月1日)
(至：平成29年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,696,500	1,542,759	5,995,713	△10,704	9,224,267
会計方針の変更による累積的影響額			159,854		159,854
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,696,500	1,542,759	6,155,568	△10,704	9,384,122
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△76,693		△76,693
親会社株主に帰属する当期純利益			802,457		802,457
自己株式の取得				△518	△518
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	725,764	△518	725,245
当 期 末 残 高	1,696,500	1,542,759	6,881,332	△11,223	10,109,368

(単位：千円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	そ の 他 の 包 括 利益累計額合計	
当 期 首 残 高	85,723	△199,396	△113,672	9,110,595
会計方針の変更による累積的影響額				159,854
会計方針の変更を反映した当期首残高	85,723	△199,396	△113,672	9,270,449
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△76,693
親会社株主に帰属する当期純利益				802,457
自己株式の取得				△518
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	5,126	△77,475	△72,348	△72,348
連結会計年度中の変動額合計	5,126	△77,475	△72,348	652,897
当 期 末 残 高	90,850	△276,871	△186,021	9,923,346

【連結注記表】

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項
連結子会社の数…………… 3社
NANSIN (MALAYSIA) SDN. BHD.
南星物流器械(蘇州)有限公司
NSG GLOBAL LTD.
2. 持分法の適用に関する事項
関連会社及び非連結子会社はありません。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社のうち、南星物流器械(蘇州)有限公司の決算日は、12月31日であります。その他の連結子会社は、連結会計年度と同一であります。
4. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券
時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの……………移動平均法による原価法
 - ② デリバティブの評価基準及び評価方法…時価法
 - ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法…主として総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)……………定額法

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物	15～50年
機械装置及び運搬具	3～15年

無形固定資産(リース資産を除く)……………定額法

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額をゼロとして算出する定額法によっております。

投 資 不 動 産……………定額法

なお、主な耐用年数は、15～37年
であります。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権については財務内容評価法によって計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に対応する金額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与に充てるため、当連結会計年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

⑤ リース契約補償損失引当金

連結子会社のNSG GLOBAL LTD. の英国での不動産リース債務（契約期限平成32年12月31日）について、英国の不動産需給状況を勘案して、リース資産の転貸等による適切な収入を得られない場合の当社グループが負担する損失に備え、当連結会計年度末におけるオペレーティングリース債務残高に対し必要額を計上しております。

⑥ 事業整理損失引当金

連結子会社NSG GLOBAL LTD. の整理に伴う損失に備えるため、当社グループが負担することとなる損失見込額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

該当事項はありません。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日。以下「回収可能性適用指針」という。）を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産の回収可能性に関する会計処理の方法の一部を見直しております。

回収可能性適用指針の適用については、回収可能性適用指針第49項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点において回収可能性適用指針第49項(3)①から③に該当する定めを適用した場合の繰延税金資産及び繰延税金負債の額と、前連結会計年度末の繰延税金資産及び繰延税金負債の額との差額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加算しております。

この結果、当連結会計年度の期首において、利益剰余金が159,854千円増加し、繰延税金負債が159,854千円減少しております。

当連結会計年度の期首の純資産額に影響額が反映されたことにより、連結株主資本変動計算書の利益剰余金の期首残高は159,854千円増加しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産

担保に供している資産

建 物	1,509,246千円
土 地	2,074,882千円
投資不動産	73,690千円

上記に対応する債務

短期借入金	400,000千円
-------	-----------

2. 固定資産の減価償却累計額

有形固定資産	3,784,943千円
投資不動産	67,248千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	7,708,000株
------	------------

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

平成28年6月29日開催の株主総会において、決議しております。

配当金の総額	76,693千円
--------	----------

配当金の原資	利益剰余金
--------	-------

1株当たり配当額	10円
----------	-----

基準日	平成28年3月31日
-----	------------

効力発生日	平成28年6月30日
-------	------------

(2) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

平成29年6月29日開催の株主総会において、付議する予定であります。

配当金の総額	107,353千円
--------	-----------

配当金の原資	利益剰余金
--------	-------

1株当たり配当額	14円
----------	-----

基準日	平成29年3月31日
-----	------------

効力発生日	平成29年6月30日
-------	------------

3. 当連結会計年度末の新株予約権

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は主に運転資金であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	3,343,069	3,343,069	—
(2) 受取手形及び売掛金	2,803,175	2,803,175	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	214,337	214,337	—
(4) 支払手形及び買掛金	(1,021,376)	(1,021,376)	—
(5) 短期借入金	(500,000)	(500,000)	—
(6) 未払法人税等	(181,317)	(181,317)	—
(7) リース債務	(3,507)	(3,507)	—

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注)1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、並びに(5)短期借入金、(6)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) リース債務

リース債務の時価については、支払利子込法により算定していることから、当該帳簿価額によっております。

(注)2. 非上場株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 其他有価証券」には含まれておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループは、東京都に賃貸用の不動産(土地を含む)を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	時 価
73,690	542,603

(注)1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注)2. 当連結会計年度末の時価は、「不動産鑑定評価基準」に基づく金額であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 1,294円10銭

2. 1株当たり当期純利益 104円64銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成29年5月16日

株式会社 ナンシン
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 本橋隆夫 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 辻村茂樹 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ナンシンの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ナンシン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(平成29年 3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
〔流動資産〕	[6,311,733]	〔流動負債〕	[1,701,154]
現金及び預金	2,443,980	支払手形	367,622
受取手形	795,071	買掛金	424,621
電子記録債権	276,302	短期借入金	500,000
売掛金	1,593,230	リース債務	2,801
商品及び製品	789,681	未払金	53,445
仕掛品	155,775	未払法人税等	159,306
原材料及び貯蔵品	195,480	未払費用	44,366
前払費用	13,327	未払消費税等	37,001
未収入金	9,749	前受金	3,485
繰延税金資産	32,806	預り金	28,153
その他の金	7,154	賞与引当金	59,909
貸倒引当金	△826	役員賞与引当金	16,500
		その他の	3,941
〔固定資産〕	[6,152,887]	〔固定負債〕	[1,386,952]
(有形固定資産)	(3,793,926)	リース債務	705
建物	1,530,327	長期預り保証金	18,547
構築物	61,066	繰延税金負債	14,649
機械及び装置	66,762	退職給付引当金	296,542
車両運搬具	11,849	役員退職慰勞引当金	549,623
工具、器具及び備品	36,530	債務保証損失引当金	318,397
土地	2,081,122	関係会社整理損失引当金	174,732
リース資産	3,432	資産除去債務	13,700
建設仮勘定	2,836	その他	53
(無形固定資産)	(47,940)		
ソフトウェア	16,179	負債合計	3,088,106
その他の他	31,761		
(投資その他の資産)	(2,311,020)	純資産の部	
投資有価証券	311,237	〔株主資本〕	[9,285,664]
関係会社株式	1,478,093	(資本金)	(1,696,500)
関係会社出資金	222,100	(資本剰余金)	(1,542,759)
破産更生債権等	1,004	資本準備金	1,516,000
長期前払費用	1,618	その他資本剰余金	26,759
会員権	6,550	(利益剰余金)	(6,057,628)
保険積立金	188,978	利益準備金	104,145
投資不動産	73,690	その他利益剰余金	5,953,483
その他の他	28,750	別途積立金	269,000
貸倒引当金	△1,004	圧縮積立金	750,031
		繰越利益剰余金	4,934,451
		(自己株式)	(△11,223)
		〔評価・換算差額等〕	[90,850]
		(その他有価証券評価差額金)	(90,850)
		純資産合計	9,376,514
資産合計	12,464,620	負債及び純資産合計	12,464,620

損 益 計 算 書

(自：平成28年4月1日)
(至：平成29年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		8,282,322
売上原価		6,202,810
総利益		2,079,511
販売費及び一般管理費		1,487,791
営業利益		591,720
営業外収益		
受取利息	442	
受取配当金	292,570	
受取賃貸料	39,326	
物品売却益	2,210	
為替差益	82,011	
債務保証損失引当金戻入額	9,802	
その他	6,337	432,702
営業外費用		
支払利息	1,653	
賃貸収入原価	7,352	
売上割引	15,900	
関係会社整理損失引当金繰入額	9,802	
その他	501	35,209
経常利益		989,213
特別利益		
固定資産売却益	19	
投資有価証券売却益	15,949	15,969
特別損失		
固定資産除売却損	814	
会員権評価損	4,850	5,664
税引前当期純利益		999,517
法人税、住民税及び事業税	187,722	
法人税等調整額	45,974	233,696
当期純利益		765,821

株主資本等変動計算書

(自：平成28年4月1日)
(至：平成29年3月31日)

(単位：千円)

項 目	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金		
					別途積立金	圧縮積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	1,696,500	1,516,000	26,759	104,145	269,000	750,031	4,085,468
会計方針の変更による累積的影響額							159,854
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,696,500	1,516,000	26,759	104,145	269,000	750,031	4,245,323
事業年度中の変動額							
剰余金の配当							△76,693
当期純利益							765,821
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	—	689,127
当期末残高	1,696,500	1,516,000	26,759	104,145	269,000	750,031	4,934,451

(単位：千円)

項 目	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△10,704	8,437,200	85,723	85,723	8,522,923
会計方針の変更による累積的影響額		159,854			159,854
会計方針の変更を反映した当期首残高	△10,704	8,597,055	85,723	85,723	8,682,778
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△76,693			△76,693
当期純利益		765,821			765,821
自己株式の取得	△518	△518			△518
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			5,126	5,126	5,126
事業年度中の変動額合計	△518	688,608	5,126	5,126	693,735
当期末残高	△11,223	9,285,664	90,850	90,850	9,376,514

【個別注記表】

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係わる事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により
処理し、売却原価は移動平均法により
算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法……………時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法……………総平均法による原価法 (収益性の低下 による簿価切下げの方法)

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く) …… 定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおり
であります。

建物 15～45年

機械及び装置 7～12年

工具、器具及び備品 2～20年

無形固定資産(リース資産を除く) …… 定額法

なお、自社利用のソフトウェアにつ
いては、社内における利用可能期間
(5年)に基づく定額法を採用して
おります。

リース資産…………… 所有権移転外ファイナンス・リース取
引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価
額をゼロとして算定する定額法によ
っております。

投資不動産……………定額法

なお、主な耐用年数は、15～37年であります。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権等については財務内容評価法によって計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に対応する金額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与に充てるため、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における自己都合による期末要支給額を計上しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

債務保証損失引当金

子会社NSG GLOBAL LTD. に対する英国の不動産リース債務（保証期限平成32年12月31日）に対する債務保証について、英国の不動産需給状況を勘案して、リース資産の転貸等による適切な収入を得られない場合の当社が負担する損失に備え、当期末における債務保証残高に対し必要額を計上しております。

関係会社整理損失引当金

子会社NSG GLOBAL LTD. の整理に伴う損失に備えるため、当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

(6) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日。以下「回収可能性適用指針」という。)を当事業年度から適用し、繰延税金資産の回収可能性に関する会計処理の方法の一部を見直しております。

回収可能性適用指針の適用については、回収可能性適用指針第49項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点において回収可能性適用指針第49項(3)①から③に該当する定めを適用した場合の繰延税金資産及び繰延税金負債の額と、前事業年度末の繰延税金資産及び繰延税金負債の額との差額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加算しております。

この結果、当事業年度の期首において、利益剰余金が159,854千円増加し、繰延税金負債が159,854千円減少しております。

当事業年度の期首の純資産額に影響額が反映されたことにより、株主等資本変動計算書の利益剰余金の期首残高は159,854千円増加しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	10,638千円
短期金銭債務	192,874千円

(2) 固定資産の減価償却累計額

有形固定資産	2,312,911千円
投資不動産	67,248千円

(3) 担保に供している資産

建物	1,509,246千円
土地	2,074,882千円
投資不動産	73,690千円
計	3,657,818千円

上記に対応する債務

短期借入金	400,000千円
-------	-----------

(4) 保証債務

下記の会社のリース債務に対し、つぎのとおり債務保証を行っております。

NSG GLOBAL LTD.	538,923千円 (3,850千ポンド)
債務保証損失引当金	△318,397千円
計	220,525千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売 上 高	15,851千円
仕 入 高	3,367,958千円
営業取引以外の取引高	286,222千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式 7,708,000株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末
普通株式(株)	38,665	1,193	-	39,858

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳

(繰延税金資産)

貸 倒 引 当 金	560千円
退 職 給 付 引 当 金	90,804千円
賞 与 引 当 金	21,191千円
未 払 事 業 税	11,659千円
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	168,294千円
債 務 保 証 損 失 引 当 金	97,695千円
関 係 会 社 整 理 損 失 引 当 金	53,593千円
そ の 他	22,655千円
小 計	466,454千円
評 価 性 引 当 額	△22,602千円
合 計	443,851千円

(繰延税金負債)

圧 縮 積 立 金	387,284千円
その他有価証券評価差額金	38,410千円
合 計	425,694千円
繰 延 税 金 資 産 の 純 額	18,156千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	金額	科目	期末残高
子会社	NSG GLOBAL LTD.	直接 100%	役員の兼任 不動産関連 業務の委託	債務保証	120,902千円	債務保証損失引当金	318,397千円
						関係会社整理損失引当金	174,732千円

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,222円79銭
1株当たり当期純利益	99円86銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成29年5月16日

株式会社 ナンシン
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 本橋隆夫 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 辻村茂樹 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ナンシンの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員及び内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び執行役員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年 5月23日

株式会社ナンシン 監査役会

常勤監査役 伊藤 國光 ㊟

社外監査役 上田 恒生 ㊟

社外監査役 谷 眞人 ㊟

監査役 小林 傑 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、株主の皆様のご支援にお応えするため、下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金14円（うち普通配当10円・記念配当4円）

総額 107,353,988円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを強化することにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を実現するため、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により創設された監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、当社定款につきまして、監査等委員会及び監査等委員に関する規程の新設ならびに監査役会及び監査役に関する規程の削除等、所要の変更を行うものであります。

併せて、取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役に関して会社法第426条第1項の規定による責任の免除を、また、非業務執行取締役に関して会社法第427条第1項の規定による責任限定契約の締結を可能とするべく所要の規定を新設します。

また、意思決定の迅速化を図り、経営の一層の効率化を進めるため、重要な業務執行の決定の委任など所要の規定を新設します。

上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。なお、変更案第30条（取締役の責任免除）につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第1章 総則 第1条～第3条（条文省略） （機関） 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人 第5条（条文省略） 第2章 株式 第6条～第10条（条文省略）	第1章 総則 第1条～第3条（現行どおり） （機関） 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 （削除） (2) <u>監査等委員会</u> (3) <u>会計監査人</u> 第5条（現行どおり） 第2章 株式 第6条～第10条（現行どおり）

現行定款	変更案
<p>第3章 株主総会</p> <p>第11条～第13条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第14条～第16条（条文省略）</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p style="text-align: center;">（取締役の員数）</p> <p>第17条 当社の取締役は、15名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（取締役の選任）</p> <p>第18条 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">2 （条文省略）</p> <p>第19条～第20条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（取締役の任期）</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">2 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、退任取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>第11条～第13条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第15条～第17条（現行どおり）</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p style="text-align: center;">（取締役の員数）</p> <p>第18条 当社の取締役（監査等委員である者を除く。）は、15名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">2 当社の監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）は4名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">（取締役の選任）</p> <p>第19条 取締役の選任決議は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">2 （現行どおり）</p> <p>第20条～第21条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">（取締役の任期）</p> <p>第22条 取締役（監査等委員を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p>

現行定款	変更案
(新設)	2 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
(新設)	3 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。
(新設)	4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。
第22条 (条文省略) (取締役会の招集及び議長)	第23条 (現行どおり) (取締役会の招集及び議長)
第23条 (条文省略) 2 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	第24条 (現行どおり) 2 取締役会の招集通知は、各取締役に對して会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
(新設)	(取締役会の決議方法)
(新設)	第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
(新設)	(取締役会の決議の省略)
(新設)	第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
(新設)	(重要な業務執行の決定の委任) 第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

現行定款	変更案
<p>第24条（条文省略）</p> <p>（取締役の報酬等）</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>（新設）</p> <p>第26条（条文省略）</p> <p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>（新設）</p> <p>（<u>監査役の員数</u>）</p> <p>第27条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>（<u>監査役の選任</u>）</p> <p>第28条 <u>監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>第28条（現行どおり）</p> <p>（取締役の報酬等）</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>（<u>取締役の責任免除</u>）</p> <p><u>第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第31条（現行どおり）</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>（<u>常勤監査等委員</u>）</p> <p><u>第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役の任期)</p> <p>第29条 監査役の任期は、選任後4年以内の終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結した時までとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>2 任期満了前に選任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	
<p>(常勤監査役)</p> <p>第30条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選任する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の権限)</p> <p>第31条 監査役会は、法令又はこの定款に定める事項のほか、監査役の職務執行に関する事項を決定する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会の招集)</p> <p>第32条 監査役会は、常勤監査役がこれを招集し、その議長となる。常勤監査役に事故があるときは、他の監査役がこれに代わる。</p> <p>2 監査役の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の招集)</p> <p>第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>
<p>(監査役会規程)</p> <p>第33条 監査役会に関するその他の事項は、別に監査役会の定める監査役会規程による。</p>	<p>(監査等委員会規程)</p> <p>第35条 監査等委員会に関するその他の事項は、別に監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役の報酬等)</p> <p><u>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p><u>第35条～第36条 (条文省略)</u></p> <p>(新設)</p> <p>第7章 計算</p> <p><u>第37条 (条文省略)</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p><u>第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(中間配当)</p> <p><u>第39条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p><u>第40条 (条文省略)</u></p>	<p>(削除)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p><u>第36条～第37条 (現行どおり)</u></p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p><u>第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> <p>第7章 計算</p> <p><u>第39条 (現行どおり)</u></p> <p>(削除)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p><u>第40条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。</u></p> <p><u>2 当社は、毎年3月31日及び9月30日を基準日として、基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、金銭による剰余金の配当を行うことができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>第41条 (現行どおり)</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制の一層の強化を図るため、2名増員して取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 株式数	会社との 特別の 利害関係
1	さいとう のぶ ふき 齋藤 信房 (昭和19年3月17日生)	昭和60年1月 当社常務取締役 平成3年3月 当社専務取締役 平成3年6月 当社代表取締役社長 平成3年7月 NSG(MALAYSIA)SDN. BHD.(現NANSIN (MALAYSIA)SDN. BHD.) 取締役会長(現任) 平成12年7月 NANSIN USA CORPORATION 取締役 社長 平成24年4月 当社代表取締役会長 (現任) 平成25年6月 NSG GLOBAL LTD. 取 締役社長(現任)	963,500株	(注)1

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 数	会社との 特別の 利害関係
2	さい とう あき のり 齋 藤 彰 則 (昭和32年11月7日生)	平成3年1月 当社営業部次長 平成5年4月 当社営業部長 平成5年7月 当社営業本部副本部 長 平成7年6月 当社取締役営業本部 副本部長 平成9年6月 当社常務取締役営業 本部長 平成13年6月 当社代表取締役副社 長、営業本部長 平成16年1月 南星物流器械（蘇 州）有限公司 取締 役会長（現任） 平成24年4月 当社代表取締役社長 （現任）	215,000株	(注) 2
3	さい とう くに ひこ 齋 藤 邦 彦 (昭和50年11月21日生)	平成10年4月 グリコ協同乳業(株) (現江崎グリコ(株)) 入社 平成19年1月 当社入社 平成20年4月 当社営業推進部長 平成20年7月 当社執行役員営業推 進部長 平成21年6月 当社取締役営業本部 営業推進部長 平成23年6月 当社取締役生産本部 長兼営業本部営業推 進部長 平成24年4月 当社常務取締役生産 本部長 平成25年6月 当社常務取締役 平成29年4月 当社常務取締役兼管 理本部長（現任）	423,500株	(注) 3

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数	会社との特別の利害関係
4	やまもと たかひろ 山本 貴広 (昭和44年9月17日生)	平成4年9月 当社入社 平成15年4月 当社営業部次長 平成17年4月 当社営業企画開発部長 平成17年7月 当社執行役員営業企画開発部長 平成23年6月 当社取締役営業本部第三営業部長(国際事業統括) 平成25年3月 当社取締役営業本部長(現任)	9,000株	なし
5 新任	よこぼり たかひろ 横堀 剛宏 (昭和42年1月20日生)	平成元年4月 当社入社 平成16年4月 当社生産本部技術部長 平成17年7月 当社執行役員生産本部技術部長 平成25年7月 当社執行役員生産本部生産副本部長兼技術部長(現任)	2,000株	なし
6 新任	おおその たかし 大園 岳 (昭和49年6月27日生)	平成9年12月 当社入社 平成27年4月 当社営業本部本社営業部次長 平成28年4月 当社営業本部本社営業部長(現任)	0株	なし

- (注) 1. 齋藤信房氏は、NANSIN(MALAYSIA)SDN. BHD. の取締役会長を兼務し、当社は同社との間に製品の売買等の取引関係があります。
2. 齋藤彰則氏は、南星物流器械(蘇州)有限公司の取締役会長を兼務し、当社は同社との間に製品の売買等の取引関係があります。
3. 齋藤邦彦氏は、当社代表取締役会長齋藤信房氏の長男であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた場合をもって効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数	会社との特別の利害関係
1 新任	伊藤 國光 (昭和28年4月2日生)	平成21年11月 (株)東京穀物商品取引所執行役員 平成25年9月 当社入社 平成27年12月 当社内部監査室顧問 平成28年6月 当社常勤監査役(現任)	0株	なし
2 新任	上田 恒生 (昭和13年5月15日生)	昭和50年10月 東京ベルト(株)代表取締役社長 平成7年6月 当社監査役(現任) 平成20年2月 東京ベルト(株)代表取締役会長(現任)	27,000株	なし
3 新任	谷 真人 (昭和34年8月8日生)	平成2年4月 東京弁護士会に登録 平成2年4月 平山法律事務所 平成6年1月 谷法律事務所 平成8年3月 日比谷見附法律事務所(現任) 平成10年6月 当社監査役(現任)	9,000株	なし

- (注) 1. 上田恒生及び谷 真人の両氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。なお、当社は上田恒生氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
2. 監査等委員である社外取締役候補者とした理由
上田恒生氏は、企業経営における豊かな経験と幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。
また、谷 真人氏は、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を当社の監査・監督に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。
また、同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。
3. 当社は、3氏の選任が承認された場合、当社定款に基づき、法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、当社の取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 株式数	会社との 特別の 利害関係
ちくらせいじ 千倉成示 (昭和42年6月15日生)	平成3年4月 清水建設(株)入社 平成8年8月 (株)千倉書房入社 平成16年6月 (株)千倉書房代表取締役社長 (現任)	0株	なし

- (注) 1. 千倉成示氏は、補欠の監査等委員である取締役候補者（社外取締役）であります。
2. 千倉成示氏を補欠の監査等委員である取締役候補者（社外取締役）とした理由は、企業の代表取締役社長としての長年にわたる企業経営経験と、中小企業の社長が5千社程度加盟している全国規模の経営者交流会の会長を2期務めるなど経営に関する幅広い見識を当社のコーポレートガバナンスに活かしていただくためであります。
3. 千倉成示氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社定款に基づき、当社との間で法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬額は、平成4年6月24日開催の第46回定時株主総会において年額400,000千円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額400,000千円以内と定めることとさせていただきます。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものいたしますと存じます。第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといいたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、年額150,000千円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといいたします。

第8号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、本総会終結の時をもって退任されます伊藤國光氏、小林 傑氏の両氏に対し、それぞれの在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等については監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといいたします。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
伊 藤 國 光 <small>い とう くに みつ</small>	平成28年6月 当社常勤監査役（現任）
小 林 傑 <small>こ ばやし まさる</small>	平成24年6月 当社常勤監査役 平成25年6月 当社監査役（現任）

第9号議案 役員賞与支給の件

当期の業績等を勘案して、当期末時点の取締役3名（使用人兼務取締役を除く。）及び監査役4名に対し、役員賞与総額1,650万円（取締役分1,561万円、監査役分89万円）を支給することといたしたいと存じます。

なお、各取締役及び各監査役に対する金額は、取締役については取締役会の決議に、監査役については監査等委員である取締役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区日本橋人形町一丁目1番17号
日本橋社会教育会館 8階ホール
電話番号 03 (3669) 2102



交通のご案内

- 地下鉄 ●人形町 徒歩約4分 都営浅草線(A6)・東京メトロ日比谷線(A2)
●水天宮前 徒歩約5分 東京メトロ半蔵門線(8番出口)
- 都バス ●水天宮前 徒歩約5分
- 江戸バス(コミュニティバス) ●人形町駅 徒歩約2分